

平成27年度外務省調達改善計画

1. 調達改善計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。こうした調達改善の取組は、外務省において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

調達改善の推進にあたっては、PDCAサイクルを活用し、民間の知見も活用しつつ、透明性・競争性の確保、調達事務の効率化、価格・品質の適正性の確保を図り、事務負担も考慮した費用対効果の最大化に努めることとする。

2. 調達の現状分析

(1) 平成25年度における契約実績

外務本省の総契約件数・金額は、【表1】で示しているとおおり、1,270件、466億円である。また、競争性のある契約は753件(59.3%)、145億円(31.2%)、競争性のない随意契約は517件(40.7%)、320億円(68.8%)となっている。平成24年度及び平成25年度の実績との比較は【表2】参照。

(2) 平成25年度における契約分類別実績

平成25年度における契約分類別の調達実績の金額ベース上位10類型は【表3】のとおりであり、システム関係経費は98.0億円(全体の21.0%)、また、物品調達経費(物品製造及び物品購入の合計)が79.1億円(全体の17.0%)と、外務省における調達契約の大宗(38.0%)を占めている。したがって、同2類型を重点的に、調達改善を推進していく必要性が高い。

【表1】平成25年度における契約実績

(単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	448	35.3%	51	11.1%
	企画競争	252	19.8%	79	17.0%
	公募	50	3.9%	14	3.1%
	不落随契	3	0.2%	0	0.0%
競争性のない随意契約		517	40.7%	320	68.8%
計		1,270	100.0%	466	100.0%

※四捨五入の関係で計数に不一致あり

【表 2】平成24年度と平成25年度の比較

(単位：件、億円)

	平成 24 年度				平成 25 年度			
	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
競争性のある契約	777	64.1%	193	45.6%	753	59.3%	145	31.2%
競争性のない契約	435	35.9%	230	54.4%	517	40.7%	320	68.8%
計	1,212	100.0%	423	100.0%	1,270	100.0%	466	100.0%

※四捨五入の関係で計数に不一致あり

【表 3】平成25年度における契約分類別実績（上位 10 位）

(単位：件、億円)

	競争入札		競争性のある 随意契約		小計		競争性のない 随意契約		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	割合
システム関係	14	14.6	17	19.5	31	34.1	146	63.9	177	98.0	21.0%
物品製造	4	0.3	3	0.2	7	0.4	21	69.9	28	70.3	15.1%
派遣職員	8	0.2	2	4.2	10	4.4	2	36.6	12	41.0	8.8%
調査・研究	35	5.0	13	20.3	48	25.3	3	0.3	51	25.6	5.5%
委託費	2	2.8	7	19.6	9	22.4	0	0.0	9	22.4	4.8%
工事・建築サービス	2	0.3	1	0.1	3	0.4	10	18.6	13	19.0	4.1%
通信回線使用料	2	0.1	0	0.0	2	0.1	14	16.1	16	16.2	3.5%
事業実施・会議運営	38	2.0	56	9.5	94	11.5	34	0.9	128	12.4	2.7%
物品購入	68	5.8	0	0.0	68	5.8	14	3.0	82	8.8	1.9%
APEC	13	6.0	5	2.0	18	8.1	7	0.5	25	8.6	1.8%

※四捨五入の関係で計数に不一致あり

3. 重点的に取り組む分野

随意契約の見直し

競争性のない随意契約は、平成25年度においては、物品及びシステム関係の契約分類で、競争性のない随意契約金額全体の40.7%を占めており、旅券冊子の作成契約等が主な案件である。

平成 26 年度においては、複数年度にわたり随意契約となっている案件の実態把握、実施者が限られた要因の分析、今後の契約に向けて有利な条件を引き出す手段の検討等を行い、随意契約における透明性の確保へ向けた公表を実施したほか、外部有識者が参加する契約監視委員会において事後検証を実施した。引き続き、平成 27 年度においても取り組んでいくこととする。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
随意契約の見直し 【平成25年度実績】 件数：517件 金額：約320億円	○これまで、内部監査等において競争性のない随意契約を見直してきたが、引き続き、見直し ○随意契約によらざるを得ない契約でも経済性を確保 ○契約監視委員会における事後検証 【具体的な取組内容】 ①実施者が限られる理由を分析 ②有利な条件を引き出す手段を検討 ③事例や理由の積極的な情報共有	○調達金額の節減 ○競争性のない随意契約によらざるを得ない契約を公表し、透明性を確保 ○競争性のない契約件数の割合を減少

4. 継続的な取組等

(1) 一者応札の改善【表4】参照

これまで、単年度ごとに一者応札で受注している案件を対象に改善を図ってきたが、平成25年度における一者応札は138件であり、役務契約が9割を占めている。平成26年度においては、さらに、24・25年度と連続して一者応札となった案件についても見直しを行うとともに、外部有識者が参加する契約監視委員会において事後検証を実施した。引き続き、平成27年度においても取り組んでいくこととする。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
一者応札の改善 【平成25年度実績】 件数：138件 金額：約53億円	○これまで、単年度ごとに一者応札案件を対象に事業者ヒアリング等により改善を図ってきたが、さらに複数年度にわたって連続して一者応札となっている契約についても、引き続き見直し ○契約監視委員会における事後検証 【具体的な取組内容】 ①公告時期の前倒し ②適切な履行期間の確保 ③経済性及び効率性を踏まえた事業単位の細分化 ④仕様の更なる具体化、明確化及び右を推進する体制作り ⑤仕様の汎用性の確保 ⑥ホームページを活用した調達情報の発信	○一者応札の解消契約数の増加、解消した契約の落札率の下落 ○複数年度にわたって連続して一者応札となっている契約の公表

【表4】競争性のある契約における契約分類（上位10位）ごとの一者応札実績（H25）

（単位：件、億円）

契約種別	競争入札		競争性のある随意契約				合計		《【表3】参照》	
			企画競争		公募				競争性のある契約	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
システム関係	1	0.1	7	13.0	1	0.1	9	13.1	31	34.1
物品製造	0	0.0	0	0.0	1	0.1	1	0.1	7	0.4
派遣職員	0	0.0	2	4.2	0	0.0	2	4.2	10	4.4
調査・研究	18	3.1	5	1.7	1	0.0	24	4.8	48	25.3
委託費	0	0.0	2	5.9	2	7.1	4	12.9	9	22.4
工事・建築サービス	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.4
通信回線使用料	1	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1	2	0.1
事業実施・会議運営	6	0.4	24	5.9	1	0.1	31	6.4	94	11.5
物品購入	14	2.5	0	0.0	0	0.0	14	2.5	68	5.8
APEC	5	0.3	0	0.0	3	1.3	8	1.6	18	8.1

※通信回線使用料は、競争性のない随意契約による

※四捨五入の関係で計数に不一致あり

《参考》これまでの一者応札に対する事業者ヒアリングの結果と対応

物品調達においては、一部商品について納入期限までの調達が困難であったこと等の理由により応札を見送った事業者があったため、納期を可能な限り長く設定するなどの取組を行っている。また、役務契約においては、応札が可能と思われる事業者が他の業務に従事していたことから、人的・時間的余裕がなかった等の理由により応札を見送った事業者があったため、広く事業者へ周知を図ること及び事業者が応札を検討できる時間を確保するため、公告期間の長期化等を行うなどの取り組みを進めている。

（2）汎用的な物品・役務

物品調達（物品製造及び物品購入）は調達総額に占める割合が17.0%と高く、予算執行の効率性を高める必要性が高い分野である。【表5】に示すとおり、物品製造においては、旅券関係の契約等により競争性のない随意契約金額が大宗を占めているところであるが、その他の物品調達において、仕様の見直しをはかり、競争性のある契約への移行を進める。また、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合には、単価の見直し等を通じて、コスト削減に努める。また、役務についても質の確保を図りつつ、競争性を高め、コスト削減に努める。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
汎用的な物品、役務	○競争性の向上 ○規模の経済性を活用 ○契約監視委員会における事後検証 【具体的な取組内容】 ①オーバースペックの見直し ②同等品の活用等の推進 ③仕様の統一化・標準化の検討 ④適切な履行期間の確保 ⑤公告期間の見直し ⑥発注単位の見直し ⑦共同調達の活用と拡大の検討 《平成26年度実績》 1) 事務用消耗品 2) 紙類（コピー用紙を除く） 3) O A 機器用消耗品 4) 清掃用消耗品 5) 災害備蓄品 6) トイレトペーパー 7) 蛍光灯 8) 配送 9) クリーニング 《平成27年度拡大予定》 1) 自動車用揮発油等の供給	○調達金額の節減 ○共同調達の対象品目の拡大 ○仕様の見直し

【表5】物品調達における契約実績（平成25年度）

（単位：件、億円）

	競争性のある契約						競争性のない 随意契約		合計	
	競争入札		企画競争		公募		件数	金額	件数	金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額				
物品製造	4	0.3	2	0.1	1	0.1	21	69.9	28	70.3
物品購入	68	5.8	0	0.0	0	0.0	14	3.0	82	8.8
計	72	6.0	2	0.1	1	0.1	35	72.9	110	79.1

※四捨五入の関係で計数に不一致あり

（3）システム関係経費

平成26年度において、国庫債務負担行為を活用した複数年度に亘る契約の活用等を行った結果、調達事務コストの軽減や中期的な展望に立った事業計画の立案と安定したシステムの構築を確保することができた。平成27年度においても、【表3】の調達実績の契約分類別実績で示されているとおり、調達金額総額の大半を占めるシステム関係経費において、調達改善を進めていく。

システム関係経費の類型別実績は【表6】のとおり。システムの賃貸借・保守が61.9億円（システム関係経費全体の63.1%）であり、システム関係経費の約6割を占めている。このため、外務省としては、システム関係経費の中でも特に、賃貸借・保守において、調達改善を進めていく。

システム関係経費は、算出された開発コスト等の検証が極めて難しい一方で、一旦システムを導入した後は、その賃貸借や保守、改修に多大なコストを要するとともに、開発を行った者以外の者の参入が著しく制限されうるという特徴を有している。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
システム関係経費	<ul style="list-style-type: none"> ○競争性のない随意契約を見直し ○随意契約によらざるを得ない契約でも経済性を確保 ○競争性の向上 ○契約監視委員会における事後検証 <p>【具体的な取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外部C I ○補佐官の調達プロセスにおける関与の強化 ②入札参加資格の検証 ③適切な発注単位の設定 ④適切な公告期間の設定 ⑤競争性のある契約への移行が難しい契約に関しては、単価の見直し等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○調達金額の節減 ○競争性のない随意契約によらざるを得ない契約を公表し、透明性を確保。

【表6】システム関係における契約実績（平成25年度）

（単位：件、億円）

	競争性のある契約						競争性のない随意契約		合計	
	競争入札		企画競争		公募		件数	金額	件数	金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額				
システム賃貸借・保守等	8	14.4	0	0.0	1	0.1	67	47.4	76	61.9
パソコン・プリンタ賃貸借・保守	2	0.1	3	15.9	0	0.0	48	11.1	53	27.1
公開用のwebサービス	4	0.1	7	1.4	0	0.0	19	2.5	30	4.0
コンサルティング	0	0.0	6	2.1	0	0.0	3	0.8	9	2.8
システム開発・改修等	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	2.2	9	2.2
合計	14	14.6	16	19.4	1	0.1	146	63.9	177	98.0

※四捨五入の関係で計数に不一致あり

5. その他の取組

（1）調達改善環境の醸成

①外部コンサルタントの活用

平成26年度より実施している府省共通システムの導入に伴う「電子調達システム」及び「物品管理システム」については、平成27年度においても調達担当職員及び省内関係職員に対する更なるシステムの習熟が必要であることから、高い専門性を有するコンサルタント会社との契約により、調達方法に関する助言、知識の向上と効率的な調達を目指す。

②調達手続きに関する習熟

各種マニュアル類の改訂を引き続き実施し、調達担当職員及び省内関係職員の調達手続きに対する習熟度の向上を図る。

③調達等の専門家養成

- (ア) 引き続き、調達事務に携わる職員に対して、財務省主催の会計事務職員契約管理研修を受講させ、調達業務の能力向上を図る。
- (イ) 引き続き、若手職員に対する調達事務に関する知見の底上げを図るための研修の強化を図る。
- (ウ) 府省共通システム導入に伴う新たなシステムの研修を、調達担当職員及び省内関係職員に対して、平成27年度においても実施する。

④人事評価制度の有効活用

これまでも能力評価の一基準として「業務合理化」を掲げ、コスト削減意識を持った効率的な業務運営が人事評価に反映される仕組みを取り入れてきているが、引き続き、右取組が適切に実施されるよう省内周知に努め、職員のコスト意識の向上を図る。

(2) 調達情報の公開

電子調達システムにおいて、契約情報の公表等の取組みを行っているが、今後とも、調達に係る仕様書を電子調達システムで公表し、事業者の利便性及び新規参入者の促進を図ることとする。

6. 推進体制

(1) 外務省調達改善推進チーム（事務局：会計課）

調達改善を推進する担当チームとして、官房長を統括責任者とする「調達改善推進チーム」を設置し、計画の策定、進捗把握・管理等を実施するため、随時会合を開催する。なお、必要に応じて関係部局の参加を求める。

また、上半期終了後及び年度終了後における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。

○外務省調達改善推進チーム

- 統括責任者 : 大臣官房長
- 統括責任者代理 : 大臣官房会計課長
- メンバー : 大臣官房会計課 担当
関係部局 担当

(2) 外部有識者の活用（契約監視委員会）

調達改善計画策定にあたって、「調達改善推進チーム」は、外部有識者（大学教授2名、弁護士2名、公認会計士1名）より構成される「契約監視委員会」に民間にお

ける取組など第三者的な視点から意見を求める。なお、必要な場合には、計画に反映させ、その内容を公表する。

また、「調達改善推進チーム」は、取りまとめた検証結果等についても同様に意見を求める。

(3) 内部監査の活用

昨今のトピックス的な事案等を勘案し、内部監査テーマを選定していることを踏まえ、調達改善計画の進捗把握・管理等が適正に行われているかどうか評価し、調達改善を推進する。

7. その他

(1) 取組状況等の公表

計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表する。

(2) 計画の見直し

指針の改定、計画の進捗状況等を踏まえ、必要な場合には、所要の見直しを行うものとする。

(了)